

2024年10月吉日

お客さま 各位

鶴岡信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

手形・小切手に関しては、政府が2026年度末までに「約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化」を行う方針を決定しております。

こうした状況を踏まえて、当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みを下記のとおり実施させていただきますので、お知らせいたします。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当座預金の新規口座開設の取扱停止

当座預金の新規口座開設を停止します。

なお、既に当座預金の口座をお持ちのお客様は、引続きご利用いただけます。

2. 2027年4月以降を支払期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

2027年4月以降を支払期日とする取立手形等（先日付小切手を含む）の代金取立の受付を停止します。

当該手形等をお持ちのお客さまは2024年11月29日（金）までに取引店にお持ち込みください。

3. 実施日

令和6年12月2日（月）

4. 電子的な決済手段への移行について

手形・小切手に代わる決済手段として、電子記録債権（でんさい）のご利用やインターネットバンキングによる振込への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

※ ご不明な点については、窓口等にお問い合わせください。

以 上